

入学料の減免について

下記のいずれかの事由に該当する者で入学料免除を願い出た者に対し、事実認定の上、入学料の全額又は一部を免除します。

- ① 入学前1年以内に入学する者（本人）もしくは入学する者の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難である者。
- ② 日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補となっている者。
- ③ 上記に準ずる場合であって、学長が相当と認めた者。

1 手続方法

入学料免除を申請する場合は、入学手続時に「入学料免除申請願」および下記の関係書類を提出してください。

事由	提出書類
風水害の災害を受けた者	市区町村長（火災にあつては消防署長）が証明した「り災証明書」
日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補となっている者	採用候補者決定通知（進学先提出用）の写し

2 入学後の手続きについて

<風水害等の災害を受けた者>

上記書類のほか、審査の課程において必要な書類を求める場合があります。

<日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補となっている者>

4月上旬に「採用候補者通知（進学先提出用）」等を大学へ提出し、その際に交付される識別番号（ID・パスワード）を用いてWeb上で「進学届」を入力してください。あわせて、「授業料減免の対象者の認定に関する申請書」を提出することで、入学料及び授業料が減免されます。

3 注意事項

- ・入学料免除申請の手続を行った者は、入学料の納付が審査結果後の期限まで猶予されません。採用決定後、全額免除以外の方には、納付書を送付しますので、期限までに金融機関で納入してください。
- ・入学料免除の申請を行う場合は、入学料を納入しないでください。（入学料を納付した場合は、免除の対象としないので注意してください。）
- ・申請後、入学料免除申請の辞退はできません。